

## 意見内容等について

	意見の内容	意見に対する考え方	基本的な方針案の修正
1	「軍需産業強化法」は戦後のこの国のあり方を根本から変える、非常に重要な法案です。	いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。	なし
2	防衛事業を振興させることで経済的にも国防的にも良い効果が期待されると考えます。概ね賛成です。装備は我が国での活用を最優先にさせていただきたいです。		なし
3	第4章9の「FMS調達合理化に一層取り組む」には賛成。		なし
4	基本方針は、実効のある基盤安定・強化につながるものと考えます。		なし
5	装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針に賛成します。 その上で上記関連企業のセキュリティー、警備強化に必要な設備投資の融資を民間金融機関に促すように働きかけて頂きたい。		なし
6	防衛装備を開発・製造・調達するにあたり多くの機密情報が含有されると思うが、それらは国益保持のために極めて重要であり、その開発・製造・調達の過程においてスパイや機密情報の流失に対する対応が必要であるので、スパイ等に関する対策ガイドラインの策定も行った方がよいのではないか。		なし
7	防衛大臣による指定装備品製造施設等の取得及びその管理の委託について、少なくとも担当者には物、コストを知って欲しい。今のうちに企業へ視察に行かれてはどうか。		なし

8	サプライチェーンはプライムの組立品だけでなく、細部子部品まで調査が必要。何が必用不可欠か良く調べていただきたい。		なし
9	この文書そのものについて、全般的に構成として同じような言い回しが何度も繰り返されることで、無駄に分量が増大し、読む側の立場にとって理解の阻害を招く大変質の悪い文書であるため、今後改善を強く求めます。	記載の正確性と読みやすさの両立を図る観点でこのような構成とさせていただきます。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。	なし
10	工場は持つべきである。	我が国は自衛隊創設以来工場を持たず、装備品の開発と製造は民間企業が実施してきました。このため製造施設等の管理や製造に係る知見は民間企業にあると考えています。 その上で、防衛省としては、力強く持続可能な防衛産業を構築するため、本基本方針に記載の各種取組を実施してまいります。	なし
11	全体として、これらは全ての国民が願う方向であるのか。	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（以下「本法律」及び「本法」とする。）の国会における御審議に当たっては、衆参ともに与野党の賛成多数によって、可決・成立しております。防衛省としては、力強く持続可能な防衛産業を構築してくため、本基本方針に記載の各種取組を実施してまいります。	なし
12	防衛装備、軍需産業を強化する方針には断固反対。(同旨多数)	我が国の防衛産業は、自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品のライフサイクルの各段階を担っており、いわば我が国の防衛力そのものです。一方で、防衛事業の収益性・成長性が低いことに加えて、製造設備の老朽化、サプライチェーン上のリスク、サイバー攻撃の脅威といった課題が顕在化してい	なし
13	防衛装備品(軍事物資)を製造する企業等に支援をする必要はありません。国内でこれ以上、軍需産業を活発化・強化しないでほしい。(同旨多数)		なし
14	税金で軍需企業を育成、強化する本法は日本版の「軍産学複合体」形成のき		なし

	っかけになりかねない。憲法9条を持つ日本の「国のかたち」を覆すことは許されないのではないか。(同旨多数)	ます。 このため、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化を通じて装備品等の安定的な製造等の確保を図り、防衛力の整備や自衛隊の任務遂行を円滑かつ確実なものとするので、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものと考えております。	
15	防衛産業ではなく、他の政策に税金を回すべきである。(同旨多数)		なし
16	元々、軍需産業は「保護産業」的な側面が強く、天下りや癒着など不正の温床となってきた。そのうえ、税金投入や工場・設備の国による取得など、本法による手厚い優遇措置が加わることで、企業のモラルハザードを招きかねない。倒産寸前の軍需企業を税金で延命させてはならないのではないか。		なし
17	なぜ防衛産業をここまで優遇するのか。国有化が長引き、税金がどんどん使われ続けるのが目に見えている施策に反対。		なし
18	防衛産業の肥大は、戦争を望むような政治的働きかけを引き起こすのではないか。	装備品等の開発及び生産のための基盤の強化を通じて装備品等の安定的な製造等の確保を図り、防衛力の整備や自衛隊の任務遂行を円滑かつ確実なものとするので、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものと考えております。	なし
19	技術は、気候危機や貧困などの克服のためにこそ生かしてほしい。民生技術の軍事への露骨な取り込みを狙う本法と基本方針案の撤回を求める。	科学技術は、社会や人々の生活だけでなく安全保障の在り様を大きく変え、近年は特に、民生分野において様々な技術が急速に発展しており、安全保障にも大きな影響を与えています。 このため、防衛省としては、新しい戦い方に必要な装備品等の調達、ひいては我が国の安全保障環境の改善のためには、官民の先端技術研究の成果や新たに生み出される様々な技術を、従来の考え方にとらわれず積極的かつ迅速に活用していくことが重要であると考えています。	なし

20	<p>「はじめに」において、装備品のライフサイクルのことを記述されているが、装備品は有事に使用する前提で装備するものであり、有事の状態によって、平時の保管量が異なる。有事を含めての在庫の適正管理指標を予め国民に示すべきではないか。</p>	<p>防衛力の抜本的強化の方針を示した国家防衛戦略において、「5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、おおむね10年後までに、この防衛目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。」と記載されております。また、これを踏まえ、防衛力整備計画においては、我が国として保有すべき防衛力の水準を示しており、装備品等についても、同計画で示した数量を取得してまいります。</p> <p>その上で、装備品等の在庫については、例えば、各種弾薬の整備数量については、これを明らかにすれば、どの程度の期間戦闘を継続することができるかなど、我が国の具体的な防衛能力を明らかにすることになるといった理由から、その数量を示すことが困難であることをご理解いただきたいと思います。</p>	なし
21	<p>「はじめに」と第1章の間に第0章として、日本国憲法第9条全文を記載してほしい。</p> <p>また、「はじめに」に、第1章「第1章 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項」および本文書全体は、専守防衛の維持に反しない旨の記載をしてほしい。</p>	<p>防衛省・自衛隊の活動等は、憲法及び国内法令の範囲内で実施されるものであり、本基本方針は専守防衛の考え方に整合するものと考えています。</p>	なし
22	<p>第1章第1節について、中国や北朝鮮が攻めてきそうだと危機感をあおっていますが、日本が軍備増強したらそ</p>	<p>まず、政府としては、我が国の平和と繁栄、自由で開かれた国際秩序の強化のために、まず優先されるべきは積</p>	なし

	<p>の危機はなくなるのか。隣国と対立関係を深めるよりも、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」に立ち返るといふ選択肢はないのか。</p>	<p>極的な外交の展開であると考えており、国家安全保障戦略においても、我が国の安全保障の主な要素の第一の柱は外交力であることを掲げました。</p> <p>同時に、外交には裏付けとなる防衛力が必要であるとの考え方にに基づき、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、防衛力の抜本的強化を具体化しました。</p> <p>これらは、憲法及び国際法の範囲内で専守防衛の考え方を堅持した上で、あくまで国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要となるものです。そのため、我が国の平和国家としての歩みを、いささかも変えるものではありません。</p>	
23	<p>今回の『基本方針』(案)は装備品等の開発及び生産基盤強化が目的だと思うが、それは、究極的には「平和」を維持、実現するための施策であるべき。法にない施策も方針に盛り込んでいるようなので、「平和」のための施策も盛り込んでくれないか。</p>	<p>本基本方針は装備品等の開発及び生産のための基盤の維持・強化のための方向性を示すものであり、その中において、「基盤の強化に関する施策は、基盤の強化を通じて装備品等の安定的な製造等の確保を図り、防衛力の整備や自衛隊の任務遂行を円滑かつ確実なものとするを通じ、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものでなければならない。」と記載しております。</p> <p>したがって、本基本方針に記載した全ての施策は「平和」のための施策と御理解いただければと思います。</p>	なし
24	<p>第1章第1節について、国際社会の安全保障では、中国と北朝鮮、ロシアのことしか触れられていないが、NATO含め、他国にも触れる必要があるのではないか。</p>	<p>現在、力による一方的な現状変更及びその試みにより、我が国を含む国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつあります。また、グローバルなパワーバランスが大きく変化し、政治・経済・軍事</p>	なし

		<p>等にわたる国家間の競争が顕在化しています。</p> <p>こうした考えの下、我が国周辺等におけるその軍事動向等が深刻な懸念事項等であるとして、中国、北朝鮮、ロシアの動向を記載したところですが、いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。</p>	
25	<p>第1章第1節について、「同志国」の表現があるが、具体的な定義を示してほしい。今のままでは、極めて恣意的に使われていると言わざるを得ない。また、いつからこの用語を使用するようになったのかについても示してほしい。(同旨多数)</p>	<p>同志国について、必ずしも定義が確立しているわけではありませんが、国家安全保障戦略等でも用いられている用語であり、一般に、ある外交課題において、目的を共にする国を指す言葉として用いられます。また、その使用を始めた時期については、明確にお示しすることは困難であることを御理解いただきたいと思います。</p>	なし
26	<p>「装備品等」の定義が不明確。</p>	<p>本基本方針において使用する用語は、本法律において使用する用語の例によるものであり、「装備品等」は本法第2条第1項に規定されているように「自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る。）」と定義しています。</p>	なし
27	<p>第1章第2節について、「我が国を守り抜く」とあるが、防衛という意味なのか。</p>	<p>御指摘のとおりです。防衛省・自衛隊の使命は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くことだと考えています。</p>	なし
28	<p>第1章第3節について、「防衛産業の利益率の実態は2～3%にとどまる」とあるが、根拠は何か。</p>	<p>産業界からの聞き取りの結果です。</p>	なし
29	<p>第2章第1節3について、性能やコストパフォーマンスを度外視してでも国産又は国内企業の参画度合いを優先すると読めるため、例えば、既に無</p>	<p>装備品等の取得については、現在、国内開発、ライセンス国産及び輸入といった複数の方法を採用していますが、そのいずれを採用するかを決定す</p>	なし

	<p>人システム等の新興技術による装備品のように諸外国の開発スピードに追い付いていないものについては、無理に国産製品を選定するという動きになりかねないのではないか。</p>	<p>るに当たっては、我が国を防衛するための装備品等の運用構想に合致する所要の性能を有するものを取得することが当然の前提であると考えていますので、「無理に国産製品を選定するという動きになりかねないのではないか」という御指摘はあたりません。</p>	
30	<p>防衛生産基盤を強化するということですが、国内企業の育成ならば、国内企業に自衛隊が望む性能の兵器を開発させて、それが高くても企業の採算がとれる価格で政府が買い取ればすむ話ではないか。仮に、外国にも兵器を売りたいのならば、安くて性能のよい国際競力のある兵器を作らなければ売れないが、自衛隊のための国産の兵器の安定的な生産と国産兵器の輸出は両立しないのではないか。</p>	<p>装備品等の取得については、現在、国内開発、国際共同開発、ライセンス国産及び輸入といった複数の方法の中から、我が国を防衛するための装備品等の運用構想に合致する所要の性能を有するものを取得することとしていますが、御指摘の「国内企業に自衛隊が望む性能の兵器を開発させて、それが高くても企業の採算がとれる価格で政府が買い取ればすむ」という点につきましては、財源が国民の皆様からの税金であること及び財政民主主義の観点から適切ではないと考えます。</p> <p>その上で、防衛事業に従事するメリットを企業が期待できるよう、「企業努力を正当に評価し、企業の適正な利益を算定する仕組みを構築して、その運用を確立（第4章1）」するなど、防衛事業の魅力化を進めていくこととしています。</p>	なし
31	<p>第1章第3節において、「防衛事業の基盤の弱体化」について述べられているが、その大きな要因となっている米国などからの高額武器の爆買いについての言及が一切見られないのはおかしい。こうした不都合な真実を隠すことなく明記すべきである。（同旨多数）</p>	<p>防衛省としても本基本方針に記載のとおり、「近年、FMS調達額が高水準で推移しており、国内の基盤の維持・強化とのバランスに留意する必要がある。（第4章8）」と認識しております。</p> <p>その上で、防衛省としては、「外部人材も活用して防衛装備庁の米国における活動を強化する等、FMS調達の</p>	なし

32	<p>武器の国産化をはかると言っても莫大な税金を投入しながら、一方で米国からの武器の爆買いも拡大するのは支離滅裂。国内企業の多くがこの数年で軍需部門から撤退した理由である米国製兵器の爆買いを不問にして税金で穴埋めすることは認められない。(同旨多数)</p>	<p>合理化に一層取り組むとともに、FMS 装備品等の製造等に国内の企業が参画することを促進し、これへの裨益を重視した在り方を追求していく。(同上)」こととしています。</p>	なし
33	<p>第2章第1節1について、「防衛力を自らの意思で、一定の迅速性を持って構築できる能力を我が国が備えていることを対外的に認識させることは、抑止力の向上に潜在的に寄与する」とあるが、これは抑止力になるのか。逆に相手国に脅威と映るのではないか。(同旨多数)</p>	<p>戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、力による一方的な現状変更や、その試みは困難であると思わせることが不可欠です。</p> <p>このため、まず、政府としては、あくまで国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、防衛生産・技術基盤の維持・強化を含む防衛力の抜本的強化を進めていく考えです。</p> <p>そして、憲法の下での専守防衛をはじめとする基本的な方針は何ら変わっておりません。</p> <p>防衛省としては、相手国に脅威と映ることのないよう、諸外国に対して、我が国の防衛政策を透明性をもって説明することを重視しており、防衛力強化の目的、内容、そして平和国家としての従来からの方針に何ら変更がないことを含めて、各国との防衛相会談をはじめとする様々な場において説明してきています。</p> <p>引き続き、様々な機会を通じて、脅威と感じられないよう、積極的に説明してまいります。</p>	なし
34	<p>第2章第1節3において、「外国からの最新技術が入手困難なもの」とあるところを、「外国からの最新技術の入手が困難或いは使用が極めて限定されるもの」への変更をお願いした</p>	<p>「使用が極めて限定されるもの」の趣旨が明確ではないため、今回の追記は見送らせていただきますが、いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。</p>	なし

	い。		
35	第2章第1節3において、「防需依存度が低いと、当該企業体内におけるリソース配分等の優先度が低下する傾向があること等から、国際的な競争力を持った防衛産業としていくためには、防需依存度が高い企業が主体となった防衛産業を構築していくことが重要である。」との記載があるが、削除してほしい。	<p>国際的な競争力を持った防衛産業としていくには、防需依存率の高い企業が主体となった防衛産業の構築が重要と認識していますが、個々の企業の組織の在り方は、あくまで各社の経営判断によるものであることに留意する必要があると考えています。</p> <p>その上で、競争力を持った防衛産業としていくために、どのような施策が</p>	なし
36	第2章第1節5について、民生事業を主体にしている企業を防衛産業への依存度が高い企業として構築していくような記述があるが、この民間企業の経営方針の転換に国や防衛省はどうアプローチするのか。	<p>効果的かについては、他省庁の施策とも連携しつつ、企業の事業連携及び部門統合等も含め、引き続き官民間でよく意見交換していきたいと考えています。</p>	なし
37	第2章第2節について、「自らが国防を担う重要な存在であるとの意識を強く持った上で」という期待が書かれているが、民間企業は株主主体であり、株主の意向に抗してでも軍需産業の比率を高めることを経営陣に要請するのはいかなるものか。		なし
38	第2章第1節4において、「装備・技術面での国際協力は、相手国との安全保障上の協力関係や相互運用性の強化に貢献し、我が国自身にとって有用であるのみならず、我が国と共通の価値観を有する国々の能力が向上することによって、地域の安定に寄与することが期待できる」とあるが、日本製の武器が他国の人々を殺傷することに直結する恐れが高いため、殺傷武器の国際共同開発はやめるべき。(次期戦闘機の国際共同開発も同様)(同旨多数)	<p>我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することは、我が国の防衛の根幹に関わり、また、我が国の防衛そのものに資する極めて重要かつ不可欠な取組であるとの認識の下、自由で開かれたインド太平洋というビジョンも踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進しているところ、国際共同開発を含む装備・技術協力の取組もその政策ツールの一つと考えています。</p> <p>また、日英伊の次期戦闘機の共同開発について申し上げますと、三か国各々の技術を結集し、開発コストやリスクを分担して、将来の航空優勢を担保す</p>	なし

		<p>る優れた戦闘機を開発するものです。基本的価値を共有し、ともに米国の同盟国である日英伊三か国の協力は、今後数十年にも及ぶ英伊両国との幅広い協力の礎となるとともに、一層厳しさを増す安全保障環境の中で、インド太平洋地域及び欧州地域の平和と安定に大きく貢献するものと考えています。</p>	
39	<p>第2章第1節4に、「有事の際の継戦能力の維持の観点」を踏まえ、国際標準に準拠した仕様を念頭に置いて開発」とあるが、「有事の際の継戦能力」という言葉が現実にはどのような状況を意味しているのか。</p>	<p>「有事」とは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合等を想定しており、このような状況においても、計画整備等以外の装備品が最大限可動できる体制を確保するための能力を意味しています。</p>	なし
40	<p>第2章第1節4について、「さらに、ロシアによるウクライナ侵略に際し、各国が装備品等の供与によりウクライナを支援する状況を見ても、装備品等の他国との相互運用可能性及び相互交換可能性を担保するために仕様の共通化等を図る必要性が顕在化している。装備品等の開発に当たっては、有事の際の継戦能力の維持の観点や国際協力の観点も踏まえ、国際標準に準拠した仕様を念頭に置いて開発していくことが必要である。」とあるが、これは、一体どのような「有事」を念頭に置いているのか。また、その可能性はどの程度あるのか。</p>	<p>「有事」とは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合等を想定しております。</p>	なし
41	<p>第2章第1節の4「国際協力に関する考え方」に、「我が国と共通の価値観を持つ有する国々」とあるが、具体的にどのような「価値観」なのか。また、「共通の価値観を有する国々の能力の向上」が「地域の安定に寄与」との発想は、かつての冷戦</p>	<p>御質問の「共通の価値観」とは、自由と法の支配等といった普遍的価値を指しています。</p> <p>また、昨年12月に策定した国家防衛戦略において、力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国</p>	なし

	時代の発想の焼き直しであり、「地域の安定」ではなく「地域の緊張」を助長しかねない危険な発想であるため、削除を求める。(同旨多数)	のみならず、一か国でも多くの国々と連携することが極めて重要であり、その観点から自由で開かれたインド太平洋というビジョンの実現に資する取組を進めていくこととしています。	
42	第2章第1節5について、「防需依存度が低いと、当該企業体内におけるリソース配分等の優先度が低下する傾向があること等から、国際的な競争力を持った防衛産業としていくためには、防需依存度が高い企業が主体となった防衛産業を構築していくことが重要である」とあるが、憲法9条のもとで防衛産業の防需依存度が低いのは当たり前であり、むしろ誇るべきであるし、日本の防衛産業に「国際競争力」など不要だと考えるため、上記の文言の削除を求める。(同旨多数)	<p>防衛生産・技術基盤は、自国での装備品等の製造等を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を装備品等に取り込むために不可欠な、いわば防衛力そのものであるという認識の下、防衛産業においては、必要な装備品等の製造等を行い、高い可動率を支えることのできる能力が維持されることが最も重要です。また、国内企業や外国企業との間で適正な競争環境が維持されることは、切磋琢磨を促し、装備品等の価格適正化や関連する技術等の改善につながり得ます。</p> <p>こうした考えから、防衛装備庁としては、企業が防衛事業に携わり、更に継続すると判断するに足る環境を整えることを重視し、基盤の維持・強化を進めることが重要と考えており、こうした取組は企業の国際競争力の強化にも効果的であると考えています。</p>	なし
43	第2章第2節において、「一方、装備品製造等事業者においても、自らが国防を担う重要な存在であるとの認識を改めて強く持った上で、」との記載があるが、「自らが国防を担う重要な存在であるとの認識を改めて強く持った上で、」の部分を削除してほしい。	<p>防衛生産・技術基盤は、自国での装備品等の製造等を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品等に取り込むために不可欠な基盤であることから、いわば防衛力そのものと位置付けられるものであり、その強化は必要不可欠です。</p> <p>国家防衛戦略においても、「我が国の防衛産業は、自衛隊の任務遂行に当たっての装備品確保の面から、防衛省・自衛隊と共に国防を担うパートナーというべき重要な存在であり、高度</p>	なし

		な装備品を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していく必要がある。」としています。	
44	「収益性の低さ」「投資回収の見通し難さ」、「売上」の話は殺人兵器の製造・運用・輸出に担保するのは、この国の「国際的な競争力」を高めるというが、むしろ、殺人兵器をつくる大企業、政府に癒着の強い企業への助成であり、真に「国際競争力」をつけられるポテンシャルのある、政府と関係の薄い企業へお金が回らないことにつながるのではないか。	本法律は、防衛省が装備品等の適確な調達を行うためには防衛生産・技術基盤を強化することが一層重要となっていることから、そのために必要な措置を規定するものであり、本法律に基づく装備品等の安定的な製造等の確保のための措置は、予算の審議プロセスや、外部への公表なども通じて、自衛隊の任務遂行に真に必要なものに限られるようにしてまいります。	なし
45	安直な助成金の投入は、事業者の原価低減の意欲を削ぐことになり、製品単価の上昇を招きかねないのではないか。	本法律は、防衛省が装備品等の適確な調達を行うためには防衛生産・技術基盤を強化することが一層重要となっていることから、そのために必要な措置を規定するものです。 その上で、本法律に規定する財政上の措置については、事業者による特定取組に必要な費用を防衛省が確認した上で、当該特定取組に係る契約を通じ、対価を支払うものです。 そのため、「製品単価の上昇を招く」という御指摘は当たらないと考えております。	なし
46	第3章第1節3について、防衛省が費用についても事業者とやり取りをするようになっているが、議会でのチェックはどうなっているのか。	本法律に基づく安定的な製造等の確保のための措置は、他の予算執行に係る契約の締結と同様、個別の契約の実施の都度、国会の関与を要するものではありませんが、他の施策と同様に、予算の審議等については、国会で議論され得るものと認識しています。 また、これに加え、外部への公表なども通じて、法に基づく措置が自衛隊の任務遂行に真に必要なものに限られるようにしてまいります。	なし
47	第2章第1節5において、「防衛産業	御質問の「高い可動率」とは、有事	なし

	<p>においては、必要な装備品等の製造等を行い、高い可動率を支えることのできる能力が維持されることが最も重要である」と記載があるが、「高い可動率」とは、いかなる状況のことなのか。</p>	<p>において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力を確保・維持するために必要十分な装備品が可動している状況を言います。</p>	
48	<p>第2章第2節において、「防衛省・自衛隊は防衛力」と記載があるが、自衛隊は単なる防衛力でなく、「日本国領土、領空、領海のみを専守防衛するものであって戦力でない」というニュアンスに書き換えてほしい。</p>	<p>防衛省・自衛隊の使命は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、我が国の領土、領海、領空、日本国民の命と平和な暮らしを守り抜くことだと考えているため、御指摘のニュアンスは含まれると認識しています。</p>	なし
49	<p>第2章第2節について、「防衛省・自衛隊及び装備品製造等事業者は、双方が各レベルにおいて緊密な意思疎通を継続的・日常的に行っていくことが求められる」とあるが、これは国と民間企業の正しい在り方なのか。</p>	<p>これまでも防衛省・自衛隊は、装備品製造等事業者と日常的に意見交換や打合せ等を実施しております。この意見交換等については、自衛隊員倫理規定や入札談合・官製談合防止といった各種関係規則に遵守する形で実施しております。</p>	なし
50	<p>第3章第1節1（1）において、装備品製造等事業者の取るべき対処の例が示されているが、「輸入原材料等は入手ルートが限定されるため、官民共同で備蓄・国産化を進めることや、官側で一括調達の上、装備品製造等事業者に支給するスキームが装備品の安定供給/サプライチェーンの維持強化に有用」と考えるので、官民共同で実施すべき例として基本方針に記載することをお願いしたい。</p>	<p>本法律に基づく措置は、専ら自衛隊の用に供するものであることを要件とした装備品等の適確な調達を図るために実施されるものであり、措置の対象に官民共同で備蓄・国産化を進めることは含まれませんが、防衛省としても装備品等のサプライチェーンの強靱化は重要であると考えており、いただきいた御意見は今後の参考にさせていただきます。</p>	なし
51	<p>第3章第1節1（2）について、文中の「製造等」という表現においては修理事業も含んでいるものと理解するが、当該項目の対象に「修理事業」を含むことの明示をお願いしたい。</p>	<p>本基本方針において使用する用語は、本法律において使用する用語の例によるものであり、「製造等」は本法第2条第2項に規定されているように「製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供」と定義しています。したがって、御指摘の「製造等」に修理は含まれます。</p>	なし

52	<p>第3章第1節2において、「自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等とは、具体的には、武器、弾火薬、車両、艦船、航空機、レーダー、誘導武器、情報システム、各種需品等といったものが挙げられ、それが欠けることで自衛隊の任務の達成が困難となるもののことをいう。」と記載されているが、「情報システム、各種需品等」について網羅的に列挙してほしい。また、「情報システム」とはどのようなシステムなのか。</p>	<p>本基本方針では指定装備品等の要件の一部を満たす装備品等について網羅的に列挙しておりませんが、本法律の規定に基づき、法律の施行後に別途防衛大臣が指定装備品等を指定することになっています。</p> <p>なお、お尋ねの「情報システム」については、防衛省においては、ハードウェア、ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）、ネットワーク又は記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの、を言います。</p>	なし
53	<p>第3章第1節3において、「当該契約の対価を支払うものとする。」との記載を、「当該契約の対価を遅滞なく支払うものとする。」としてほしい。</p>	<p>御指摘のとおり、防衛省としても、契約上の債務の国による履行は、その契約の定めに従って遅滞なく行うことが当然であり、それは特定取組の場合であっても同様であると考えため、「当該契約の定めに従って遅滞なく対価を支払うものとする。」とさせていただきます。</p>	<p>3. 財政上の措置に関する事項（中略）</p> <p>防衛省は、かかる特定取組に必要な費用を確認した上で、特定取組に係る契約を認定装備品安定製造等確保事業者と締結し、当該事業者に対して直接、<u>当該契約の定めに従って遅滞なく対価を支払うものとする。</u></p>
54	<p>第3章第2節1には「装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出」と記載があるが、これは日本が実際に支援する国がどういったものになるのかが意図的にぼかされているので</p>	<p>防衛装備移転三原則の下で、移転を認め得る場合は、我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国に対して、安全保障の観点から積極的意義のある場合等に限定されており、移転に当たっては、移転先の適切性や安全保障上の懸念等を厳格に審査し、さらに、適正管理が確保される場合に限り</p>	なし

	はないか。	<p>移転を可能としています。</p> <p>その上で、具体的な移転に当たっては、個別に防衛装備移転三原則に従って判断しています。そのため、「意図的にぼかしている」という御指摘は当たらないと考えております。</p>	
55	第3章第2節1において、防衛装備移転三原則の全文を掲載してほしい。	<p>防衛装備移転三原則の全文については、内閣官房のホームページにおいて掲載しているため、本基本方針に記載することはしていませんので、その点、御理解いただきたいと思います。</p>	なし
56	<p>殺傷武器を「防衛装備」と言い換えたところで、その機能も目的も変わらない。言葉のすり替えはやめるべき。また、軍需産業による経済の「発展」は、そのまま軍需産業への「依存」に移行してしまうのではないか。武器輸出を日本経済にとって「なくてはならないもの」にしようとするのはやめてください。(同旨多数)</p>	<p>我が国の防衛産業は、自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品のライフサイクルの各段階を担っており、いわば我が国の防衛力そのものです。装備品等の開発及び生産のための基盤の強化を通じて装備品等の安定的な製造等の確保を図り、防衛力の整備や自衛隊の任務遂行を円滑かつ確実なものとする中で、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものと考えております。</p> <p>その上で、防衛装備移転については、国家安全保障戦略の記載のとおり、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段であることを踏まえ、官民一体となって進めていくこととしているところです。</p> <p>なお、防衛装備移転三原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術を指し、「武器」とは、輸出貿易管理令別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいいます。</p>	なし

57	<p>これまで、武器に転用可能な部品の輸出を禁止されてきたにもかかわらず、ここへきて殺傷武器を輸出する方向に転換したのはなぜか。</p>	<p>防衛装備移転三原則及び運用指針を始めとする制度の見直しについては、スケジュールや今後の方針を含め、現時点では何ら決まったものではありません。</p>	なし
58	<p>殺傷武器の輸出は、憲法の理念に反する行為であり、認めるべきではない。(同旨多数)</p>	<p>防衛装備移転三原則においては、国連憲章を順守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされて</p>	なし
59	<p>「装備移転」すなわち武器輸出は、曲がりなりにも培ってきた日本の平和主義への信頼を崩し、日本を「平和国家」から「死の商人国家」へと墮落させるものではないか。(同旨多数)</p>	<p>ており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。</p> <p>この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。</p>	なし
60	<p>武器輸出促進のために税金をつぎ込むことは、認められない。(同旨多数)</p>	<p>防衛装備移転は、国家安全保障戦略に記載しているとおり、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略を受けている国への支援等のための重要な政策手段であり、我が国はこれを官民一体となって推進しているところです。一方で、防衛装備移転に際しては、我が国の防衛分野における技術面での諸外国に対する優位性が失われることを防ぐため、我が国の装備品等に用いられている先進的な技術に係る情報を保全するなど、安全保障上の観点から適切な仕様・性能の変更・調整を装備品製造等事業者を実施させる必要があります。</p> <p>このような問題意識から、装備移転を安全保障上適切なものとするための取組を促進することを目的とし、防</p>	なし

		<p>衛大臣の求めにより相手国との防衛協力の内容に応じ装備品製造等事業者が行う装備移転仕様等調整に要する資金を基金から助成するものです。</p>	
61	<p>日英伊共同開発の次期戦闘機の第三国輸出はやめるべき。(同旨多数)</p>	<p>次期戦闘機の将来的な第三国への輸出については、英伊両国が次期戦闘機の輸出を重視していることもあり、その可能性について、3か国の様々なレベルで検討していますが、現時点において何ら決定したものはありません。</p>	なし
62	<p>第3章第2節1について、「国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援」のためと称して武器輸出を拡大するのでなく、まずは、サウジアラビアとともにイエメンを無差別空爆してきた「侵略や武力の行使をしている」UAE（アラブ首長国連邦）へのC2の輸出をやめるべきではないか。(同旨多数)</p>	<p>防衛省として認識している防衛装備品の海外への移転の意義は、本基本方針に記載のとおりです。防衛省としては、平素からUAEを含む諸外国との間で、いかなる防衛装備・技術協力が可能か、様々な意見交換を行っておりますが、具体的な内容については、相手国との関係もあるため、お答えできないことをご理解ください。</p>	なし
63	<p>第3章2節1において、装備移転に積極的な動きがみられないのは防衛省・自衛隊のみに向けられた仕様で、装備品自体に諸外国軍や政府が魅力的に感じられる仕様ではないからだと思料する。防衛省向け仕様からの仕様変更には補助をするのではなく、そもそも諸外国のトレンドや国際標準にマッチした防衛装備品を輸出前提で開発させ、防衛省、自衛隊はそれに合わせる形で装備品の開発を推進してはどうか。</p>	<p>防衛力整備計画においても、「開発段階から装備移転を見越した装備品の開発」を推進するとされており、引き続き防衛省として、適切な措置を講じていく考えです。</p> <p>その上で、防衛装備移転は、国家安全保障戦略に記載しているとおり、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略を受けている国への支援等のための重要な政策手段であり、我が国はこれを官民一体となって推進しているところ、本法律においては、装備移転を安全保障上適切なものとするため、防衛大臣が装備品製造等事</p>	なし

		業者に求める装備移転仕様等調整に要する資金を基金から助成することとしています。	
64	第3章第2節2について、「要求の早期発出により企業に費用を負担させないことを原則とする」旨の追記をお願いしたい。	本法律が助成の対象としているものは、外国政府に対する装備移転が見込まれる場合に、防衛省として求める仕様等調整に要する費用です。戦略三文書において、官民一体となって防衛装備移転を進めるとされているところ、外国政府への装備移転の見込みが確認された場合には、関係する事業者とも連携の上、相手国政府のニーズを把握し、「防衛大臣の求め」を早期に確定する方針です。	なし
65	第3章第2節3について、既に2023年度の防衛省予算に武器輸出促進基金として400億円が計上されているが、この金額は適正なのか。また、そもそも、政府は武器輸出を狙う案件について、極めて秘密主義であり、主権者、納税者に実態を隠して進める手法自体を改めるべきではないか。(同旨多数)	<p>装備移転案件に係る具体的内容については、相手国の今後の防衛力整備の詳細に関わるものであり、これを我が国が明らかにすることは適当でないことや、他の競合国に対して、我が国企業が国際競争入札に参加することを予見させ、今後の競争プロセスにおいて不利益となることからお答えできないことをご理解ください。</p> <p>その上で、令和5年度予算に計上している400億円については、現在、我が国が諸外国から引き合いを受けている具体的な案件を積み上げたものであり、適正なものと考えております。</p>	なし
66	第3章第3節、指定装備移転法人について、定期的に財務省、経済産業省、外務省及び防衛産業で協議し、より装備移転が円滑かつ効果的に進む体制をつくるべき。	官民一体となって装備移転を進めるべく、関係省庁及び防衛産業とも適切に連携してまいります。	なし
67	第3章第4節2について、今回、新たに「装備品等秘密」を指定して軍需産業従事者に法律上の守秘義務を課し、違反した場合、情報漏えいの	近年、安全保障上の懸念国による働きかけ等、装備品等に含まれる秘密情報の流出の脅威がこれまで以上に高まっており、また、諸外国からの装備	なし

	<p>みならず、企て、教唆、幫助に対しても刑事罰を科すとしている。しかし、衆議院安全保障委員会での赤嶺政賢議員の質疑により、従業員による秘密漏えいが問題化したのは30年近く前のわずか1件に過ぎないことが明らかになった。立法事実が存在しない以上、こうした規定の新設は許されない。特定秘密保護制度を軍需産業従事者にまで拡大する「企業版秘密保護法」をどさくさ紛れにつくることはやめるべきだ。(同旨多数)</p>	<p>品等の調達や共同開発等の進展に伴い、これまで以上に契約事業者が取り扱う装備品等に含まれる秘密情報の保全が必要となっています。</p> <p>特に、防衛省から提供した秘密情報を含む装備品等に含まれる秘密情報が、仮に契約事業者から情報が漏えいした場合、我が国の防衛上の支障が生じるとともに、国際的な連携に齟齬を来すおそれがあります。</p> <p>このため、今般の措置は、防衛産業の保全制度の一層の強化のため、契約事業者に提供する装備品等秘密に関して、これを取り扱う従業者に対する守秘義務を法定化した上で、これを故意に漏えい等した場合の罰則を設け、産業保全制度の一層の強化を図ることとしたものです。</p>	
68	<p>関与した企業(プライム企業とその下にひろがる関連企業(中小企業))が、防衛産業とのかかわりの中で、企業が自社の経営に責任をもち、意思決定を行う範囲がどこまで保持されるのか、基本方針案を読む限り、定かでない。「秘密保持」などの名目で、関与した企業の自由競争に基づく意思決定が阻害されていくこと、国民に対する情報公開がどこまで可能なのか、懸念する。</p> <p>この観点から見て、「秘密保持のルール」は事前に提示されるべきである。「特定の秘密」の内容は国民に事前に明らかにされるべきである。</p>	<p>今般の措置に係る具体的な手続については、今後、関係規則において定める予定です。</p> <p>また、防衛装備庁においては、秘密保全制度の透明性を確保し、これを広く周知する観点から、本年6月に「防衛産業保全マニュアル」を策定し、事業者に求められる保全措置等をまとめて公表したところ(防衛装備庁ウェブサイト)に既掲載)。こうした取組を通じて、事業者も含め多くの方々に秘密保全の必要性について御理解いただけるよう、引き続き努めてまいります。</p>	なし
69	<p>第3章第5節において、撤退時、国に自社製造設備を明け渡すリスクがある場合に、積極的に装備品安定製造等確保計画を提出する装備品等製造事業者が存在するとは考え難く、</p>	<p>事業撤退等のリスクが判明した場合には、本法第4条第4項の規定により、計画の作成及び提出を行うことを促す等、装備品等の適確な調達のために必要な措置を実施してまいります。</p>	なし

	<p>撤退時のルール及び認定装備品安定製造等確保事業者の権利について明文化すべき。</p>	<p>また、指定装備品製造施設等の管理の委託に関しては、防衛省と装備品製造等事業者との間で契約を締結することとなるため、その契約において、事業者の権利について十分配慮してまいります。</p>	
70	<p>第3章第5節1について、撤退せざるを得ない軍需企業の工場や設備を防衛省が取得できることにしており、これにより、戦後初めて、国営軍需工場すなわち現代版の「工廠」が出現することになる。これは、倒産しかかっている軍需企業を税金で無理やり延命させるに等しく、国有化は一時的だとしているが、引き受ける企業が現れず、国有化が恒常化する恐れが高い。公共部門を次々と民営化して、基本的人権さえ脅かしながら、よりによって軍需産業を設備の国有化をしてまで支えることは不適切ではないか。(同旨多数)</p>	<p>御指摘の製造施設等の取得及び管理委託については、本法第2章の措置でも安定的な製造等の確保が困難な装備品等について、装備品製造等事業者が固定資産を保有することにより負うリスクを軽減して、装備品等の製造等の事業継続を確保し、供給途絶を防ぐことを期する制度です。本法第2章の措置でも安定的な製造等の確保が困難となり、本制度を適用することとなった場合には適切に実施をしてまいります。</p> <p>なお、この場合において、国が取得するのは製造施設、土地、設備に限られ、当該施設で装備品等を製造する事業主体はあくまで民間企業であり、民間企業そのものを国有化するものではありません。</p>	なし
71	<p>民間製造企業を防衛産業に依存させるための特別扱いをすることや、軍事企業を一時的とはいえ国有化することは、憲法に反しないか。</p>	<p>防衛省の方針として、民間製造企業を防衛産業に依存させることを目指すものではありません。</p> <p>また、民間企業そのものを国有化するわけではなく、国が取得するのは製造施設、土地、設備に限られており、当該施設で装備品を製造する事業主体はあくまで民間企業であって、従業員の確保や管理も、民間企業が自身で行う必要があるものです。</p> <p>本基本方針で示した各種取組については、憲法や国内法令の範囲内で適切に実施してまいります。</p>	なし
72	<p>製造施設等の国有化は、本当に上手</p>	<p>御指摘の製造施設等の取得及び管</p>	なし

	くいくのか。	理委託については、本法第2章の措置でも安定的な製造等の確保が困難な装備品等について、装備品製造等事業者が固定資産を保有することにより負うリスクを軽減して、装備品等の製造等の事業継続を確保し、供給途絶を防ぐことを期する制度です。本法第2章の措置でも安定的な製造等の確保が困難となり、本制度を適用することとなった場合には適切に実施をまいります。	
73	第3章第5節1について、事業撤退、事故および災害による滅失に限定せず、装備品製造等事業者が固定資産を保有することによるリスクをより広く捉えていただき、転用の困難な専用設備は製造拠点の国家保有と当該設備の企業への貸与により、企業の資産負担の軽減を是非お願いしたい。	本制度の適用については、様々な事例における必要性を踏まえ、個別具体的に検討してまいります。	なし
74	第3章第5節6において、「第33条第1項の規定により、できるだけ早期に、取得した指定装備品製造施設等の譲渡に努めることとする。一方で、本法においては、装備品等の安定的な製造等の確保を進めることを目的としているところ、これに支障が生じてまで、早期に譲渡する努力義務を防衛大臣に課しているものではない。」と記載があるが、「一方で・・・早期に譲渡する努力義務を防衛大臣に課しているものではない。」との記載は削除してほしい。	防衛省による指定装備品等の適確な調達を図るという制度目的を前提に、本法第33条第1項は、装備品等の安定的な製造等の確保という目的に支障を生じさせてまで、早期に譲渡する努力義務を防衛大臣に課すものではないとの趣旨を表現しているものです。 製造施設等の管理委託契約の期間満了前に、当該製造施設等を買って装備品等の製造等を行う事業者を公募する等、法の趣旨に即した適切な時期の中でできるだけ早期に譲渡を進めてまいります。	なし
75	第3章第5節6について、「できるだけ早期に、取得した指定装備品製造施設等の譲渡に努めることとする」としながら、一方では、「装備品等の	御指摘の製造施設等の取得及び管理委託については、製造施設等の管理委託契約の期間満了前に、当該製造施設等を買って装備品等の製造等	なし

	<p>安定的な製造等の確保を進めることを目的としているところ、これに支障が生じてまで、早期に譲渡する努力義務を防衛大臣に課しているものではない」とある。軍需工場や設備の国有化後に、別の民間企業に譲渡する期限もなければ、努力義務すらない。これでは、国有民営の状態が常態化し、赤字事業に税金が垂れ流され続けることになる。しかも、救済対象は軍需企業である。主権者、納税者としてこうした暴挙は認めることができない。この悪法自体を廃止すべきだが、百歩譲っても、国有化の期限を短期に区切り、民間への譲渡ができない場合は国有化を中止し、工場や設備を廃止すべき。</p>	<p>を行う事業者を公募する等、法の趣旨に即した適切な時期の中でできるだけ早期に譲渡を進めてまいります。</p>	
76	<p>第4章の項目は、 3. 防衛産業の活性化（新規参入促進） 4. 撤退企業への適切な対応 となっているが、撤退企業への対応が先であるため、3と4を入れ替えてほしい。</p>	<p>御指摘の「3. 防衛産業の活性化（新規参入促進）」、「4. 撤退企業への適切な対応」は、どちらも基盤を強化するために重要な措置であり、本基本方針における記載の順番が施策の優先順位を示しているものではございませんので、御理解いただきたいと思います。</p>	なし
77	<p>第4章の1「防衛事業の魅力化」とあるが、魅力化とは何か。また、「防衛事業に対する忌避感やレピュテーションリスクを低減させていく」とあるが、この法律や基本方針案に基づいて、敵基地攻撃や武器輸出に使われる武器を製造、開発させていくことは、むしろレピュテーションリスクを高めることになるのではないか。（同旨多数）</p>	<p>防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応の必要性等により、多大な経営資源の投入を必要とする一方、収益性は調達制度上の水準より低い傾向にあることから、企業にとって魅力が低下しているものと認識しています。</p> <p>また、本基本方針に記載のとおり、防衛事業に対する忌避感やレピュテーションリスクを低減させていくため、防衛産業の重要性やその技術的優位性、経済力や科学技術力に波及する効果等についても、政府として積極的</p>	なし

		に訴求する等の施策を講じてまいります。	
78	<p>装備移転を当初から追求したり、デュアルユース技術をコア技術として強化させる等、防衛省・自衛隊だけを顧客としないビジネスモデルの確立を後押しし、装備品等製造事業者が自ら利益を生み出しに行く態勢を作ることが今後の防衛産業基盤確保に必要ではないか。</p>	<p>防衛省としては本基本方針に記載のとおり、我が国の防衛産業は「国内における適正な競争環境の維持にとどまらず、企業が国際的なマーケットにおける競争力を獲得できるよう、技術革新にキャッチアップし、技術的優位性を獲得することも求められる。（2章第1節5）」と認識しており、そのために必要な施策を講じてまいります。</p>	なし
79	<p>一般の企業活動として防衛関連製品を作っている製造設備を使って民需向けの製品も製造している場合が多い。その製造設備を、例えば老朽化のため更新しようとした場合、今回の防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律は適用できるのか。適用できるとしたら具体的な判断基準はどのようにすればよいのか。また、製造設備更新にあたり何らかの制約が発生するのか。（例：新設備取得後1年は防衛関連製品の身に使用すること等）</p>	<p>本制度の適用については、様々な事例における必要性を踏まえ、個別具体的に検討してまいります。</p>	なし
80	<p>サプライチェーン調査で「調査に対する事業者の回答については努力義務」とあるが、法律で義務化としない場合には国費を利用して調査する必要が出てしまうのではないか。国の防衛産業で受注する場合にはサプライチェーンについては事業者が把握し、報告義務を法律で定め、国はチェックするだけにしないと、調査の為に国税を無駄に使う事になってしまわないか。</p>	<p>企業が行う回答について当該企業に何らかの対価を国として支払うことはなく、ご指摘のような懸念はないものと認識しておりますが、いずれにせよ、防衛省としても装備品等のサプライチェーン調査は重要であり、いただいた御意見については今後の参考にさせていただきます。</p>	なし
81	<p>国際情勢の変化に伴い、ゲーム・チ</p>	<p>各国は将来の戦闘様相を一変させ</p>	なし

	<p>エンジャーともなり得る防衛装備品等に係る技術を進化させるべきとの内容には反対です。</p>	<p>る、いわゆるゲーム・チェンジャーとなり得る先端技術の開発を行っており、我が国の厳しい安全保障環境を踏まえると、重要な技術分野を特定・育成し、他国に先駆けた先進的な能力や技術的優位性を確保することで、画期的な装備品等の創製につなげることが安全保障上極めて重要であり、御理解いただきたいと思ます。</p>	
82	<p>一般的に、大学や研究機関の研究費はどんどん削っているのに、軍事に関わる部門ばかり国が開発支援して予算をだすのはおかしいのではないか。</p>		なし
83	<p>既存の大企業を守るだけの形にならず、中小企業も育てていくべきであり、最終的には民生品への使用、転用も可能な素材・装備品の開発をしていくべき。</p>	<p>防衛省としても、防衛事業への新規参入を促し、中堅・大企業のみならず産業全体を活性化するとともに、民生分野での先端技術を安全保障分野に取込むことが必要であると考えています。</p>	なし
84	<p>これまでの自衛隊の運用実績をもとに有用不要な装備品をリストアップした上で、真に必要な装備品のみ支援すべきである。</p>	<p>防衛省としては、国家防衛戦略及び防衛力整備計画において必要な防衛力の水準をお示しし、それらに基づき、毎年度の予算編成過程において必要な装備品等を取得しています。</p> <p>その上で、我が国周辺の安全保障環境が急速に厳しさを増す中、装備品等に係る技術の進展の動向は大きく様変わりしています。新しい技術が常時現れ、旧来の技術に取って代わる速度も著しく加速している、こうした環境に対応していくため、防衛省としては、引き続き、必要な装備品等の調達、防衛生産・技術基盤の強化に取り組んでまいります。</p>	なし
85	<p>一般的な装備品だけでなく、情報装備に関しても、しっかり強化してください。</p>	<p>国家防衛戦略において、防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力の1つとして「指揮統制・情報関連機能」を掲げており、防衛力整備計画においても情報収集・分析等に関する体制を強化することとしております。</p>	なし
86	<p>誰がいつどのようにしてこの基本方針案を作成したのか、作成プロセス</p>	<p>本法第3条において、防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基</p>	なし

	と責任の所在を具体的に明らかにしてください。(同旨多数)	盤の強化に関する基本的な方針を定めることとしています。	
87	パブリックコメントはあと3回は必要。	意見公募手続の趣旨は、事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることにあります。	なし
88	パブリックコメントを募集すると言いながらも国民に対してニュースでも報道せずに、周知する努力もせずに、国民の意見が集まったと果たして言えるのでしょうか。	<p>本基本方針案についても、他の意見公募手続と同様の手順に則って実施しております。</p> <p>今回いただいた様々な御意見については、参考にさせていただき、今後とも適切な行政運営に努めてまいります。</p>	なし